

防長交通株式会社の幹線補助額の変更に伴う
令和7年事業年度「地域公共交通確保維持事業」の変更について

1. 内容

「地域公共交通確保維持事業」に係る計画の提出に際しては、山口市公共交通委員会において協議し承認を得ることが必要なため、今年度第2回(令和6年6月)の本委員会書面審議において、令和7年事業年度「地域公共交通確保維持事業」についてお諮りし、委員全員から御承認いただいたところです。

また、その内容に変更が生じた場合にも、その都度、変更事項を本委員会に諮る必要があります。令和6年9月には、防長交通株式会社の令和6年10月1日ダイヤ改正に伴う変更内容を今年度第3回の本委員会書面審議においてお諮りし、委員全員から御承認をいただきました。

このたびは、以下及び別紙の事由により変更が生じたため、すでに運輸支局へ提出済みの書類(表1・表2)及び補助金計画額にも変更が生じることとなりました。

【防長交通株式会社】

周南市起点の既存運行系統の一部において、系統キロを長く記載する誤りがあり、その結果、県内全運行系統の総実車走行キロ(系統キロ)が減少することとなったため、キロ当たり経常費用が増加することとなった。その増加は各運行系統の経常費用及び経常収益にも影響し、県内全運行系統の欠損額に変更が生じたもの。

つきましては、変更が生じる表1・表2の内容について本委員会に諮るものです。

2. 協議資料

- ①表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)
- ②表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

令和7年度地域間幹線補助額の変更について

1. 令和7年度地域間幹線補助額の変更について

①概要

既存系統の実車キロに誤りがあり、見直した結果、総実車走行キロに減少したことから、キロ当たり経常費用が増加することとなりました。

又、キロの変更は収入配分比率にも影響し、各系統の欠損額に変更が生じました。

つきましては、修正後の欠損見込額にて補助を頂きたく、変更認定の申請を行うものであります。

②実車走行キロ

補助区分	運行系統名			系統キロ	
	起点	経由地	終点	正	誤
国庫	徳山駅前	徳山高校前・周南団地	下松駅北口	10.7	10.8
自主	徳山駅前	高尾団地・久米温泉口	下松高校入口	14.2	14.3
自主	戸田駅前	バイパス・徳山駅・末武大通	下松駅北口	24.2	24.3
総実車走行キロ（R7見込み）				7,062,913.2	7,064,043.4

③キロ当たり経常費用

	R3	R4	R5	R7(見込み)
正	243.33	251.26	259.23	251.27
誤	243.30	251.22	259.19	251.23

④地域間幹線系統欠損額見込み

別紙①

⑤地域間幹線系統確保維持計画

別紙②

⑥関係市町

周防大島町、柳井市、平生町、田布施町、上関町、光市、下松市、周南市、防府市、
山口市、美祢市、萩市、阿武町

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和7年度

都道府県 (市区町村)	運行 予定者名	運 行 系 統 名 (申 請 番 号)	確保維持事業 に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
山口県	防長交通(株)	(1) 柳井駅前 ～ 光駅 ～ 徳山駅前	8,545.0 千円	
"	"	(2) 防府駅前 ～ 新南陽駅前 ～ 徳山駅前	6,983.0 千円	
"	"	(3) 柳井駅前 ～ イオン・平生 ～ 上関	6,740.0 千円	
"	"	(4) 大島駅 ～ 周防久賀 ～ 町立橋医院前	1,881.5 千円	
"	"	(5) 大島駅 ～ 大島商船・大島庁舎前・沖浦 ～ 町立橋医院前	4,541.0 千円	
"	"	(6) 徳山駅前 ～ 中央線 ～ 下松駅北口	1,104.0 千円	
"	"	(7) 徳山駅前 ～ 徳山高校前・周南団地 ～ 下松駅北口	630.0 千円	
"	"	(8) 徳山駅前 ～ 高尾団地・久米温泉口 ～ 下松駅北口	2,010.5 千円	
"	"	(9) 徳山駅前 ～ バイパス・記念病院・夢ヶ丘団地 ～ ゆめプラザ熊毛	5,203.0 千円	
"	"	(10) 徳山駅前 ～ 新南陽駅・夢求の里 ～ コアプラザかの	5,029.5 千円	
"	"	(11) 徳山駅前 ～ 新南陽駅・ソレーネ・湯野 ～ 柚木河内	4,428.5 千円	
"	"	(12) 堀 ～ 中山 ～ 防府駅前	2,883.0 千円	
"	"	(13) 堀 ～ 和字 ～ 防府駅前	1,194.5 千円	
"	"	(14) 県庁前 ～ 西京橋 ～ 新山口駅	677.0 千円	
"	"	(15) スポーツの森前 ～ 西京橋 ～ 新山口駅	416.0 千円	
"	"	(16) 宮野温泉 ～ 西京橋 ～ 新山口駅	391.0 千円	
"	"	(17) 道の駅仁保の郷 ～ 宮野温泉・西京橋・県庁 ～ 新山口駅	1,020.5 千円	
"	"	(18) 県庁前 ～ 西京橋・新山口駅・長浜 ～ 秋穂荘	4,625.0 千円	
"	"	(19) 県庁前 ～ 西京橋・リハビリ・権現堂橋・山手 ～ 新山口駅	2,281.0 千円	
"	"	(20) 新山口駅 ～ 大田 ～ 東萩駅前	9,151.5 千円	
"	"	(21) 新山口駅 ～ 十文字 ～ 秋芳洞	1,909.0 千円	
"	"	(22) 萩商工高校前 ～ 萩センター・東萩駅・越ヶ浜 ～ 奈古駅前	2,932.0 千円	
合 計			74,576 千円	

〔令和8年度、令和9年度については、令和7年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略〕

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)